

『外国投資家が出資する事業体の形態について（それぞれの形態の特徴・違い）』

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010年2月10日

1. 外国投資家がサウジアラビアで設立可能な事業体の形態について

外国投資家がサウジアラビア（以下「サウジ」という）で事業活動を実施しようとする場合、よく利用する事業体の形態としては、主として以下のものが挙げられる。

- ・ 有限責任会社 (Limited Liability Company)
- ・ 株式会社 (Joint Stock Company ; JSC。公開型と非公開型がある)
- ・ 支店 (Branch Office。(外国企業の) 支店またはサウジに既に設立した現地法人の支店がある)
- ・ (外国企業の) テクニカル・サイエンス・オフィス (Technical & Scientific Office ; TSO)
- ・ 商業仮登記された事業体 (Temporary Commercial Registration ; TCR)
- ・ 個人事業体 (Individual Establishment ; IE)
- ・ 知的職業法人 (Mixed Professional Company)

このうち、サウジにおいて外国投資家によって最も多用される事業体の形態は、有限責任会社、株式会社と（外国企業の）支店であることから、以下の2において、これらの3種類の事業体の形態の主な特徴と違いについて記載し、また、以下の3において、これらの3種類以外の事業体の形態の主な特徴と違いについて記載する。

2. 有限責任会社、株式会社と（外国企業の）支店の特徴と違いについて

有限責任会社、株式会社と（外国企業の）支店の主な特徴と違いは以下のとおりである。

	有限責任会社	株式会社	(外国企業の) 支店
設立の難易度	(外国企業の) 支店ほどではないが、株式会社よりも早くかつ容易な手続により設立することができる。	有限責任会社や(外国企業)の支店よりも設立のための負担が大きいといえる(例えば、発起人が5人必要であり、フィジビリティ・スタディー(FS)の結果を商工業大臣に提出して認可を受ける必要があり、原則として他の形態の事業体よりも高額な資本金が必要となる)。	一般的には有限責任会社と株式会社よりも早くかつ容易に開設することができる。
事業体の経営体制	より柔軟性がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上のマネージャーにより経営される。マネージャーについては、特段の適格要件は定められていない。 ・定款または別途の契約により、マネージャーの任期を定めることも、定めないことも可能である。 ・株式会社に関する右記に相当する要件 	規制が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3人で構成される取締役会のメンバーは株主総会にて選任され、取締役会の議長と代表取締役は取締役会により取締役の中から選出される必要がある。 ・取締役の任期は3年以下である。 ・取締役は1万サウジ・リアル以上の価 	(外国企業の) 本店が経営を完全にコントロールする。

	<p>はマネージャーには課せられていない。</p> <p>・マネージャーの報酬規制がない（有報酬または無報酬のいずれも可能とされている）。</p> <p>・必置機関は株式会社ほど多くない（マネージャー、出資者総会、監査役および管理委員会が必置機関）。</p>	<p>値を有する株式会社の株式を、商工業大臣が指定した銀行に預託する方法により保有する必要があり、当該株式は、その保有者である取締役が負担することのある責任を担保するために用いられる。</p> <p>・定款において取締役に対する報酬の支払手続を規定する必要がある等、取締役の報酬について一定の規制がある。</p> <p>・必置機関が有限責任会社よりも多い（取締役会、取締役、議長、代表取締役、書記、通常総会、臨時総会および監査役が必置機関）。</p>	
制限業種	<p>外国投資法に基づく外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）（以下「ネガティブ・リスト」という）による制限以外は原則として制限なし（ただし、原則として、銀行業その他の金融業、証券業、または保険業を</p>	<p>外国投資法に基づくネガティブ・リストによる制限以外は原則として制限なし（ネガティブ・リストの詳細は、ジェトロのウェブサイト 『外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）』 参照）。</p>	<p>外国投資法に基づくネガティブ・リストによる制限を受けるほか、（外国企業の）本店の事業範囲に限定される（ネガティブ・リストの詳細は、ジェトロのウェブサイト 『外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）』</p>

	<p>行うことができない)。(ネガティブ・リストの詳細は、日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイト『外資参入禁止業種(ネガティブ・リスト)』参照)</p>		参照)。
独立した法人格の有無	独立した法人格を有する。	独立した法人格を有する。	独立した法人格を有しない。
外国投資家の有限責任性(事業体の負債に関する外国投資家の責任は出資額の範囲に限られるか)	有限責任	有限責任	支店に関連して生じる負債は外国企業自体に帰属することになり、外国企業はこのような負債を回避できない。
資金調達 の難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・社債を発行することはできない。 ・持分を上場することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社債を発行することができる。 ・上場規則等に従って株式の上場を申請し、サウジアラビア資本市場(Capital Market Authority; CMA)の承認の取得等、所定の手続を実施することにより、株式を上場すること 	(外国企業の)本店からの送金で資本金を増やすことが可能である。

		<p>ができる。</p>	
<p>その他の重要なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資者数に柔軟性がある（最低2人から上限50人まで）が、出資者の数が20人を超える場合は、定款において3人以上の出資者からなる管理委員会の任命につき規定しなければならない。 ・ 有限責任会社はもともと持分を上場することを想定して設立されるものではないが、株式会社に組織変更して株式を上場することができる。 ・ 出資者は、定款の規定に従って、持分を他の出資者または第三者に譲渡することができるが、出資者が第三者に有限責任会社の持分を譲渡しようとする場合、マネージャーを通じて他の出資者に対し譲渡条件を通知し、他の出資者は、持分を時価で買い取ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5人以上であれば、株主数に制限はない。 ・ 付属定款により、株式の譲渡を制限することができる（譲渡を禁止することはできない）。 ・ 損失が資本金の75%に達した場合には、取締役は、臨時総会を招集し、存続または解散を検討する。取締役が臨時株主総会の招集をせず、または株主総会で当該問題について結論を出すことが困難な場合には、利害関係のある者は、解散を求めることができる。 	

	<p>・損失が資本金の50%に達した場合には、マネージャーは、会社の存続または解散を検討する総会のために出資者を招集しなければならない。マネージャーが出資者の招集をせず、または総会で当該問題について結論を出すことが困難な場合には、利害関係のある者は、解散を求めることができる。</p>		
--	--	--	--

3. テクニカル・サイエンス・オフィス、商業仮登記された事業体、個人事業体と知的職業法人の特徴と違いについて

上記 2 で紹介した 3 種類の事業体以外の事業体の主な特徴と違いは以下のとおりである。

	テクニカル・サイエンス・オフィス	商業仮登記された事業体	個人事業体	知的職業法人
<p>設立の難易度</p>	<p>設立手続自体は容易であるが、以下の制約等に服する。</p> <p>・商業代理店法に基づき登記されたサウジの代理店を有する必要がある</p>	<p>設立手続自体は容易であるが、以下の制約等に服する。</p> <p>・商業仮登記された事業体を設立できるのは、政府（政府系企</p>	<p>設立手続自体は容易である。</p>	<p>設立手続自体は容易である。</p> <p>・サウジアラビア総合投資院 (Saudi Arabian General Investment Authority ;</p>

	あり、当該代理店はテクニカル・サイエンス・オフィスの設立を支持する旨のレターを作成する必要がある。	業) と特定の契約を締結する会社限定され、当該契約を締結するまでは設立することはできない。		SAGIA、以下「SAGIA」という。) から外国投資ライセンスを取得する必要がない (商工業省 (Ministry of Commerce and Industry ; MoCI) に対して設立申請を行う)。
制限業種	現地代理店の技術支援以外のサービスを行うことはできないため、営利業務やマーケティング活動を行うことはできない (これら技術支援以外の諸活動についてはサウジ国籍の仲介人 (エージェント、代理店等) を通じて行わなければならない)。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資ライセンスは、政府 (政府系企業) との特定の契約の範囲や条件に限定して付与される。 ・営業活動、市場調査、ビジネス機会の提供のために設立することはできない。 	外国投資法に基づくネガティブリストによる制限以外は原則として制限なし。	エンジニアリング、会計、法務などの専門業種に対して組成が許可される。
独立した法人格の有無	独立した法人格を有しない。	独立した法人格を有しない。	独立した法人格を有しない。	独立した法人格を有しない。

<p>外国投資家の有限責任性 (事業体の負債に関する外国投資家の責任は出資額の範囲に限られるか)</p>	<p>外国投資家はテクニカル・サイエンス・オフィスの負債を回避できない。</p>	<p>一般的には、外国投資家は政府（政府系企業）との特定の契約上の責任を負う。</p>	<p>外国投資家は、個人事業体のオーナーとして、個人事業体の負債について個人責任を負う（このような負債を回避できない）。</p>	<p>外国投資家は、知的職業法人の出資者として、知的職業法人の負債について個人責任を負う（このような負債を回避できない）。</p>
<p>その他の重要なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サウダイゼーション政策に基づきサウジ人を雇用する義務を負い、かつ、ビザの発給人数は規制当局の裁量に委ねられるものの、テクニカル・サイエンス・オフィスビザで最大で5人まで外国から従業員を連れてくることできる。 ・ 従業員数は規制当局で決められた人数（規制当局の決定にもよるが通常は5人 	<p>清算が容易である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算が容易である。 ・ 経営は設立時の所有者による自治で行われるが、所有者が死亡した場合は、新たに外国投資ライセンスや商業登記を取得する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象である専門業種に適合したサウジ人出資者を必要とし、サウジ人の持分比率が少なくとも25%は必要である。 ・ サウジ人従業員を職業訓練する義務を負う。

	以内) に限定 される。			
--	-----------------	--	--	--

【関連法規・制度名】

[会社法](#)

[外資参入禁止業種 \(ネガティブ・リスト\)](#)

[商業代理店法](#)

【関連 URL】

Capital Market Authority ; CMA (サウジアラビア資本市場庁)

http://www.cma.org.sa/cma_en/

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI (商工業省)

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA (サウジアラビア総合投資院)

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。